

もも産地競争力強化支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、輸入解禁要請がされている米国産ももとの一層の差別化を図り、県内もも農家の生産体制を強化するため、もも産地競争力強化支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付対象等）

第2条 知事は、実施要領に基づき事業実施主体及び取組主体（以下「実施主体等」という。）が実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に補助金を交付する市町村に対して補助金を交付するものとし、その補助区分、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要領第3条に定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、実施主体等の補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、実施主体等の補助対象事業に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、あらかじめ実施要領第5条に基づく計画変更の手続きを行った上で、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 実施主体等は、この事業により取得した財産等について、善良な管理のもと、効率的な運用を図るものとする。
- (5) 知事は、第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（着手）

第7条 実施主体等の事業の着手（資材の発注を含む。）は、原則として市町村長の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村長に交付決定前着手届が提出されている場合に限り、交付決定前に着手することができるものとし、市町村長は交付決定前着手届の写しを知事に提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、前項により事前着手した後に第5条の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第9条 市町村長は、補助対象事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、第4条第2項のただし書に該当した実施主体等において、補

助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税等仕入控除税額を補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第10条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8号）により市町村長に通知するものとする。
- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、市町村長の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の保管）

- 第11条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまでの間、関係書類を保管しなければならない。

（書類の提出）

- 第12条 この要綱により提出する書類は、農務事務所に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する実施主体等にあつては、原則として、事業を実施しようとする地区を所管する市町村長が農務事務所に提出するものとする。

（その他）

- 第13条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

<別 表>

補助区分	補助対象経費	補 助 率	軽微な変更
1 もも振興品種への改植	1 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費 2 果樹未収益期間（改植実施年を除く4年間）の栽培管理に要する経費	定額で1㎡当たり390円 ＜内訳＞ ・改植に係る経費：1㎡当たり170円 ・未収益期間（4年分）の栽培管理費：1㎡当たり220円	補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合
2 ももの高品質化、高付加価値化に資する資材の導入	1 高品質化に資する資材の導入に係る経費 ＜対象資材＞ ・白色反射シート ・帆柱資材	1 補助対象経費の2分の1以内 2 ただし、補助額の上限は以下のとおりとする。 10a当たり347,500円	1 補助対象経費間において、いずれか低い額の20%以内の増減 2 補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合
	2 高付加価値化に資する資材の導入に係る経費 ＜対象資材＞ ・無煙炭化器	1 補助対象経費の2分の1以内 2 ただし、補助額の上限は以下のとおりとする。 1件当たり84,700円	

※ もも振興品種とは、各産地の果樹産地協議会が策定する果樹産地構造改革計画において生産を振興する品種